

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 22 日 提 出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力

記

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(燕・弥彦総合事務組合監査委員条例の一部改正)

第1条 燕・弥彦総合事務組合監査委員条例(平成9年新潟県西部広域消防事務組合条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条の3中「法第243条の2の2第3項」を「法第243条の2の8第3項」に改める。

(管理者の専決事項の指定の一部改正)

第2条 管理者の専決事項の指定(平成9年新潟県西部広域消防事務組合議決第4号)の一部を次のように改正する。

本則中「地方自治法第243条の2の2第8項」を「地方自治法第243条の2の8第8項」に改める。

(燕・弥彦総合事務組合水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 燕・弥彦総合事務組合水道事業の設置等に関する条例(平成31年燕・弥彦総合事務組合条例第10号)の一部を次のように改正する。

第7条中「地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。